

奈良市議会と奈良大学との包括連携協力に関する協定書

奈良市議会（以下「甲」という。）と奈良大学（以下「乙」という。）とは、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 市民の多様な意思を把握し、市政に反映させるための議事機関である甲と蓄積された知的資産を有する乙とが相互に連携協力することにより、地域社会の発展及び人材育成に貢献することを目的とする。

（連携協力事項）

第2条 甲及び乙は、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事項について相互に連携協力することに努める。

- (1) 甲の政策形成及び調査・研究に関すること。
- (2) 乙の人材育成及び教育・研究に関すること。
- (3) その他前条の目的を達成するために必要な事項に関すること。

（連絡調整）

第3条 甲及び乙は、本協定による連携協力を円滑かつ効果的に推進するため、甲は議会事務局を、乙は総合研究所事務室を窓口として、必要に応じて協議を行う。

（有効期間）

第4条 本協定の有効期間は、協定の締結日から令和5年3月31日までとする。ただし、有効期間満了の日の属する月の前月の末日までに、甲又は乙から協定を更新しない旨の書面による通知があった場合を除き、更に1年間更新するものとし、その後も同様に取り扱うものとする。

（経費）

第5条 甲及び乙が、連携協力して行う事業に要する経費については、個別の事業ごとに協議するものとする。

（その他）

第6条 本協定に定めのない事項又は本協定に定める事項に関し疑義が生じたときは、双方協議の上、決定するものとする。

本協定の締結を証するため、本書を2通作成し、双方署名の上、それぞれ1通を保有するものとする。